

米沢市における SDGs の取組について

1 SDGs (Sustainable Development Goals) とは

地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国連で採択された全世界共通の 17 個の目標（ゴール）のことであります。

2 米沢市における SDGs の取組について

SDGs の 17 のゴールは、世界共通の内容ですので、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えます。

本市は、「まちづくり総合計画」において、「ひとが輝き 創造し続ける学園都市・米沢」を将来像に掲げ、その実現のため、後期基本計画において取り組むべき 30 の施策を展開していくこととしており、これらの施策を SDGs の視点を用いて整理を行いました。

17 のゴール全てを包括的に取り組むことができる、自治体の強みを活かし、

本市は、「まちづくり総合計画」の推進を図ることで、SDGs の達成に向けて取り組みます。

【表のみかた】

| | |
|---|--|
|  | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる ② |
| | 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。 ③ |
| 米沢市の主な取組 | ○社会保障制度の安定運営（施策 3-7） 生活保護制度の適正な運営や、就労による自立支援を推進するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。 |
| | ○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2） ④ 家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもに必要な支援を行います。 |

①、② SDGs に掲げられているゴール（目標）のアイコン及び日本語仮訳（総務省）

③ 各ゴールと自治体行政の関係（自治体行政が果たし得る役割）

※引用元 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとっての SDGs(持続可能な開発目標) 一導入のためのガイドライン」

④ 各ゴールに関連した本市の主な取組（一部を抜粋）

| | |
|--|--|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> |
| | <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○社会保障制度の安定運営（施策 3-7）</p> <p>生活保護制度の適正な運営や、就労による自立支援を推進するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。</p> |
| | <p>○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2）</p> <p>家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもに必要な支援を行います。</p> |

| | |
|---|--|
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |
| | <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3）</p> <p>安全で良質な、付加価値の高い農畜産物の生産を行うとともに、地域農業の担い手を育成、支援します。</p> |
| | <p>○誰もが元気で健やかに暮らせるできるまちづくりの推進（施策 3-1）</p> <p>地産地消を考慮しつつ、栄養指導や栄養の改善に関する取組を推進するなど、望ましい食習慣の形成を図ります。</p> |

| | |
|---|--|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> |
| | <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。また、都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○誰もが元気で健やかに暮らせるできるまちづくりの推進（施策 3-1）</p> <p>がん検診や健康診査、保健指導の受診促進などの保健事業を推進し、がんや生活習慣病等の予防や早期治療、重症化予防を図ります。また、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及啓発や、受動喫煙防止に関する取組を推進します。</p> |
| | <p>○適切な医療を受けられる環境の整備（施策 3-6）</p> <p>本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のため、市立病院と三友堂病院の機能分化・医療連携を進めつつ、令和5年度の開院を目指すとともに、新病院開院後の一次救急体制の整備を進めます。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  | <p>すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> |
| | <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進（施策 2-1）</p> <p>自ら考え行動し、社会を生き抜く力と思いやりや相互理解力を併せ持った「がってしない」子どもを育成するため、学校教育及び教育環境の充実を図ります。</p> |
| | <p>○生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進（施策 2-2）</p> <p>生涯学習の中核である米沢鷹山大学において多様化する学習ニーズに応えるため、講座内容の充実やICTの利活用による提供方法の拡充など、市民の主体的な学びを支援します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化（エンパワーメント）を行う</p> |
| | <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○男女共同参画の推進（施策 6-4）</p> <p>DVやセクシャル・ハラスメント等の防止策を推進し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、女性の就労機会の拡大に向けた取組や、市の各種審議会等への積極的な参画を進めます。</p> |
| | <p>○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2）</p> <p>仕事と子育ての両立支援ができる職場環境づくりの啓発活動を推進するほか、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |
| | <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○安全な水の供給と水環境の保全の推進（施策 4-4）</p> <p>安全で良質な水道水を供給するため、施設の整備や適正な水質検査を実施するとともに、公共下水道等への接続を促すことにより、生活排水対策の充実を図ります。</p> <p>また、最上川等、身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための啓発活動を推進します。</p> |
| | <p>○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3）</p> <p>森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進します。</p> |

| | |
|--|--|
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| | 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。 |
| 米沢市の主な取組 | ○環境にやさしいまちづくりの推進（施策 4-5） 省エネ・低炭素化の取組について啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。また、バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進します。 |
| | ○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3） 地域の森林資源による林業・木材産業の活性化を図るため、未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。 |

| | |
|--|---|
| 8 働きがいも 経済成長も  | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
| | 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。 |
| 米沢市の主な取組 | ○活力ある商工業の振興（施策 1-1） 経済基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び地域内における経済循環の向上等を図るほか、企業立地を促進し、産学官金の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組みます。 |
| | ○安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進（施策 1-4） 起業家の育成や企業の誘致により、多様な業種・職種の雇用を創出するとともに、労働者福祉制度の普及や労働環境向上に向けた啓発活動を推進します。 |

| | |
|--|---|
| 9 産業と技術革新の 基盤をつくる  | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| | 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。 |
| 米沢市の主な取組 | ○利便性の高い道路・交通網の整備（施策 4-3） 国や県と連携し、周辺地域間を結ぶ国道や県道等の主要道路の整備を促進するとともに、市道の整備促進を図ります。 また、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するため、地域公共交通計画を策定します。 |
| | ○活力ある商工業の振興（施策 1-1） 米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、中小企業者の経営基盤の強化や経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を図るとともに、潜在的創業者の発掘と意欲ある経営者の育成や、国等の支援制度の活用等による事業承継の推進を図ります。 |

| | |
|---|---|
| 10 人や国の不平等をなくそう  | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| | 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。 |
| 米沢市の主な取組 | ○誰もが自立を目指せる環境の整備（施策 3-4） 市民の障がい者への理解を深め、差別の解消と合理的配慮を推進するとともに、差別解消に向けた周知啓発事業、障がいのある人の就労支援、意思疎通支援、相談体制の整備を進めます。 また、児童発達支援センターを設置し、障がいのある子どもとその家族の様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園等に対して、個別の対策方法等についての援助・助言等を行います。 |
| | ○男女共同参画の推進（施策 6-4） 性別によるあらゆる社会的な差別を無くし、女性自身の参画意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活かし、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、あらゆる分野に参画できる環境の整備を進めます。 |

| | |
|--|--|
| 11 住み続けられるまちづくりを  | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| | 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。 |
| 米沢市の主な取組 | ○秩序ある土地利用と景観形成の推進（施策 4-2） 米沢市立地適正化計画に基づき、居住や都市機能を計画的に誘導し、適正な土地利用を推進します。 |
| | ○いざというときに備えるまちづくりの推進（施策 5-1） 防災活動拠点となる公共施設やライフライン施設等の耐震化を図るとともに、国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくりの構築に取り組みます。 |

| | |
|---|--|
| 12 つくる責任 つかう責任  | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| | <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p> |
| 米沢市の主な取組 | <p>○環境にやさしいまちづくりの推進（施策4-5） 環境についての情報を知る機会や、市民生活と環境との関連について学習する機会を提供することにより、市民の環境保全意識の高揚を促進します。 また、自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3Rの推進等、環境に配慮した資源の循環的利用を促進するとともに、ごみの減量化と再資源化を一層推進するため、地区衛生組合と連携して、環境教育や情報発信を効果的に行います。</p> |

| | |
|---|---|
| 13 気候変動に 具体的な対策を  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| | <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
| 米沢市の主な取組 | <p>○環境にやさしいまちづくりの推進（施策4-5） 省エネ・低炭素化の取組について啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。また、バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進します。</p> <p>○いざというときに備えるまちづくりの推進（施策5-1） 近年、全国的に頻発している風水害による大規模災害等の教訓を踏まえ、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止対策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行います。</p> |

| | |
|--|---|
| 14 海の豊かさを 守ろう  | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| | <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p> |
| 米沢市の主な取組 | <p>○安全な水の供給と水環境の保全の推進（施策4-4） 下水道終末処理場等の適切な整備及び維持管理を推進するとともに、公共下水道への接続や、公共下水道事業計画の区域外等における合併処理浄化槽の設置を促すことで河川の水質保全に努めます。</p> <p>○環境にやさしいまちづくりの推進（施策4-5） 河川等を汚染する公害を防止するため、法令に基づいた指導を行うとともに、発生時の早期対応体制の整備を推進します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  | <p>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3）</p> <p>良質材の生産や森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進するとともに、建築物や木製品への地産木材の利用拡大と未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用を促進し、地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図ります。</p> |
| <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進（施策 6-3）</p> <p>パブリック・コメント制度や審議会等における委員公募制度により、各種行政計画等に市民の意見や提言を反映させるとともに、行政や地域活動等に学生を含めた市民の参画・参加を促進することで、活力あるまちづくりを推進します。</p> <p>また、広報よねざわやホームページ、SNS、動画配信、スマートフォン用アプリ等の多様な手段を利用して、行政情報を広く分かりやすく提供します。</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です</p> |
| <p>米沢市の主な取組</p> | <p>○ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進（施策 6-3）</p> <p>市民と行政が一体となったまちづくり推進体制を整備するため、パブリック・コメント、審議会委員の公募制度を活用するとともに、協働提案制度を活用し、NPOなどの活動や地域課題の解決を支援します。また、市長への手紙、市政座談会等の広聴事業を実施し、市民の声を反映できる体制を推進します。</p> <p>○大学と連携した学園都市の推進（施策 2-5）</p> <p>本市に立地する山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学等の高等教育機関と企業や市民、小中高校等と連携・協働して様々な事業を展開します。また、大学の知識や研究を活用した小中高校教育や市民への公開講座等の取組を促進するとともに、大学や山形大学産業研究所等の研究内容を活用した市内企業の新産業創出・新事業への参入に向けた支援を推進します。</p> <p>※当該施策以外の様々な施策においても、産学官や市民等との連携を進めています。</p> |